

独立行政法人労働政策研究・研修機構役員報酬規程の一部改正の概要

I. 一部改正の趣旨

平成 22 年 8 月の人事院勧告において、国の指定職俸給表は行政職俸給表（一）管理職層の引下げ率（ $\Delta 0.2\%$ ）を踏まえた改正を行うことが決定されたことから、以下のとおり役員報酬規程の改正を行うこととする。

II. 一部改正の内容

役員の本俸月額を指定職俸給表の引下げ率（ $\Delta 0.2\%$ ）に準じ、改定する。

III. 実施時期

平成 22 年 12 月 1 日より施行。